

## 災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

2 前項の規定による輸送に従事する者は、甲の指揮の下に輸送業務を行うものとする。

### （災害時の情報提供）

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

### （職員の同乗）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めるときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

第8条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙はその業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

(応援体制等の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月**30**日

## 災害時における物資の自動車輸送に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部（以下「乙」という。）とは、災害時における物資の迅速かつ円滑な自動車輸送に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、千葉市の区域に係る災害が発生し、若しくは発生のおそれがある場合又は他の市町村の区域に係る災害が発生し、応援を行う場合（以下「災害時」という。）において、甲及び乙が緊密な協力のもとに食料、生活必需品、医薬品、防災資機材等の物資（以下「物資」という。）の緊急輸送体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を輸送するため乙の協力を必要とするときは、乙に対し物資の輸送を要請することができる。この場合において、乙は正当な理由がない限り、要請を拒んではならない。

2 前項の規定による輸送に従事する者は、甲の指揮の下に輸送業務を行うものとする。

### （災害時の情報提供）

第3条 甲及び乙は、物資の輸送を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

### （職員の同乗）

第4条 甲は、必要があると認めたときは、乙の輸送車両に甲の職員を同乗させることができるものとし、乙は、必要があると認めたときは、甲に対し、乙の輸送車両に甲の職員の同乗を要請することができるものとする。

(報告)

第5条 乙は、物資の輸送業務を終了したときは、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 物資の輸送のために要する費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の範囲及び算定は、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、費用の算定については、災害発生時の直前における通常の価格を基準に行うものとする。

(連絡調整)

第7条 甲及び乙は、災害時における物資の円滑な輸送を行うため、次に掲げる事項について連絡調整を行うものとする。

- (1) 物資の集積場所、輸送拠点、輸送すべき場所等輸送場所に関する事項
- (2) 物資の輸送に従事できる人員及び使用できる車両に関する事項

(訓練)

第8条 甲は乙と協議の上災害時における物資の輸送に関する計画を策定し、その実施を円滑に進めるため、乙はその業務に支障のない限り、甲の主催する防災訓練に参加するものとする。

(応援体制等の整備)

第9条 乙は、災害時における円滑な物資の輸送が行われるように、関係団体との緊密な連絡により、広域の応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第10条 この協定に関し疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定に定めるもののほか、実施に必要な事項は、甲及び乙は協議のうえ実施細目により定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成10年6月**30**日